



大船渡商工会議所

●主な内容●

- 平成26年度優良従業員表彰式…………… P 2
- いわて・三陸けせん希望ストリート2014…………… P 3
- セミナーのご案内…………… P 4～5
- 平成27年大船渡市新年交賀会のお知らせ…………… P 6
- 通勤手当の非課税限度額が改正されています…………… P 7
- 大船渡地域商品券をご利用ください…………… P 8

高し
お
あ
い



優良従業員表彰式

195名を表彰

日本商工会議所会頭表彰（勤続30年）

受賞者は次のとおり（敬称略）

(株)東海新報社	大沢田毅樹	(有)藤原組	荒谷弘雄
(有)村上塗装	大和田文弘	橋爪商事(株)	菊池徹
細川歯科医院	大和田力ヨ子	(株)明和土木	佐藤創士
(有)城山サービス	澤田敏雄	"	平田耕孝
(株)理工電気	笹崎智子	"	太田博幸
(株)小松組	清水均	地方卸売市場大船渡青果(株)	大石利彦
(株)佐賀組	熊谷哲	(株)アマタケ	吉田かつ子
"	近藤勝夫	"	伊藤賞一
(株)マイヤ	田中浩之	"	田村かや子
"	佐々木英喜	"	互野多喜子
"	佐藤信一	"	白石恵子
栗原鉄工(有)	月井裕之	(株)リンピア	大磯優子
さいとう製菓(株)	遠藤正	(有)城山商事	鈴木正之
(有)藤原組	佐藤浩人		及川琴江
	山口守		
	鷲田民雄		



42社、195名が受賞された、優良従業員表彰式

平成26年度優良従業員表彰式が11月29日（土）、大船渡市民文化会館リアスホールで開催され、会員事業所42社から推薦された195名が表彰されました。

式典で齊藤会頭は「入社以来、永年にわたり各企業の中枢を担う社員として地域経済を支えてこられ、東日本震災以降もそれぞれの職場の復旧・復興に尽力されてこられた。お陰様で会員企業の九割が事業再開を果たしており、皆様の不屈の努力とご苦労に改めて深く敬意と感謝を表したい。今日を機にさらに教養を深め、持つる能力をいかになく発揮し、それぞれの企業や地域復興の先導的な役割を果たしていただきたい」とあいさつ。

今年度の受賞者は



式典の冒頭式辞を述べる齊藤会頭



受賞者を代表し謝辞を述べる細川歯科医院 大和田力ヨ子さん

販路開拓等支援事業

「いわて・三陸けせん
希望ストリート2014」
を開催（11月4日～7日）

11月4日（火）～7日（金）の4日間、東京・有楽町駅前広場並びにホテルメトロポリタンエドモントにおいて「いわて・三陸けせん希望ストリート2014」事業が開催されました。

この事業は、東日本大震災後に販路の減少が続く地域課題の回復を目的に、岩手県はじめ気仙二市一町の行政・商工団体、出展事業者等で組織する、三陸けせん希望ストリート連絡協議会（事務局：大船渡商工会議所）が主催し、今年で3回目の開催となりました。

4日（火）～6日（木）の3日間は、東京・有楽町駅前広場を会場に展示即売会を開催。気仙管内の35社の水産・農産加工品、工芸品等を、首都圏の一般消費者に広くPRするとともに、復興に向け取り組んでいる被災地の現状についても広く情報発信することができました。

また、7日（金）には、ホテルメトロポリタンエドモント

を会場に首都圏の大手主要バイヤーを対象とした商談交流会を開催。出展者はプレゼンテーション形式で自社商品を紹介するなど、新たな販路開拓先や商品開発の道筋を探ろうとする姿が見られました。



天候にも恵まれ来場者でにぎわう展示即売会場



11/5には竹下復興大臣が視察



11月4日オープニングセレモニーでのテープカット



大船渡つばき娘とおおふなトンによる観光PR



接客にも笑顔が見られた出展者



出展者の食材を使った料理コーナーも設置



バイヤーと積極的に商談を進める出展者

お気軽にご相談・ご利用ください～

セミナーのご案内

経営安定セミナー

「環境変化に負けない！ 雇用管理の改善と就労環境の向上策」

日時 12月16日(火)
14:00～16:00
場所 大船渡商工会議所
1階研修室
講師 伊能賢一氏

 なの花経営研究所 所長、中小企業診断士
 内容 ・昨今の雇用情勢 ・雇用管理の方法
 ・外国人労働者の活用
 ・復興関係の補助金
 ・自社の雇用改善の方法 他
 受講料 無料
 定員 30名
 主催 大船渡商工会議所、大船渡中小企業相談所、
 経営安定特別相談室、大船渡市中小企業特別対策室分室

お申し込み・お問い合わせは
 大船渡商工会議所 本所 TEL 26-2141
 三陸支所 TEL 44-2058

リピーター創出セミナー

「すべてのビジネスにリピーター客を！ 0円で8割をリピーターにする集客術」

日時 12月19日(金)
14:00～16:00
場所 大船渡商工会議所 1階研修室
講師 一圓克彦氏

 リピーター創出専門コンサルタント
 内容 ・リピーターで商売繁盛
 ・やっつけまいがちなリピーター創りの
 落とし穴
 ・リピーターを作る最強メソッド『想起販促』
 ・『想起販促・脳内SEO』でリピーター
 を作る5つの手法
 ・『知らせる』ではなく『伝える』ための
 3つの手法
 受講料 無料
 主催 大船渡商工会議所、大船渡中小企業相談所
 大船渡市中小企業特別対策室分室

白色申告の方の記帳・帳簿等の保存制度

個人の白色申告の方で事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となっています。
 ※所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。
 記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

※帳簿のつけ方が分からない方は、お気軽に大船渡商工会議所にお問い合わせください。TEL26-2141

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

専門家支援

専門家派遣相談 (エキスパートバンク)

「エキスパートバンク」制度は、さまざまな経営課題を抱える小規模事業者の皆さんからのご要望に応じ、商工会議所に登録された専門家を直接事業者に派遣し、専門的・実践的なアドバイスによって問題の解決に役立てていただくものです。

費用は無料

専門家を直接企業に派遣

企業秘密は厳守

主な相談分野

経営一般、税務、法律、労務、製造管理、情報処理、人材育成、店舗診断 等

消費税転嫁対策支援

～初めての方でもお

今年の4月から消費税が8%に引き上げになりました、各事業所では価格転嫁ができてなければ、利益の減少につながり経営に大きな影響を及ぼします。消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の転嫁拒否等の行為が禁止されていますのでご注意ください。

① 『減額』

特定事業者は、合理的な理由なく、既に取り決められた対価から、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。



④ 『本体価格での交渉の拒否』

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格（消費税を含まない価格）での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。



② 『買ったとき』

特定事業者は、合理的な理由なく通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。



⑤ 『報復行為』

特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってはいけません。

③ 『商品購入、役務利用、利益提供の要請』

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務（サービス）を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってはいけません。



◆消費税転嫁対策特別措置法のご相談は、『消費税価格転嫁等総合相談センター』専用ダイヤルTEL0570-200-123へ。

◆消費税の転嫁拒否等の行為等に係わる相談・違反情報の受付窓口
公正取引委員会事務総局東北事務所
消費税転嫁対策調査室
TEL022-217-4260

5

気仙地区間税会からのお知らせ

個人事業者の方へ

平成26年分消費税確定申告に関するお知らせ

年が改まると間もなく、確定申告の時期がやってきます。

平成26年4月1日に17年ぶりに消費税（地方消費税含む）の税率が改正されてから初めての確定申告です。

税率が混在する平成26年分（平成26年4月1日を含む課税期間）の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分して集計する必要があります。

注意してください！

1. 課税取引に関する適用税率は、平成26年3月31日以前は5%。平成26年4月1日以後は8%ですが、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により5%が適用される場合があります。
2. 帳簿等では、非課税取引等についても区分する必要があります。
3. 簡易課税制度を選択し適用される事業者については、課税売上高のみから納付する消費税額を計算できますので、課税仕入（仕入・必要経費等）については適用税率ごとに区分する必要はありません。

消費税法の改正内容については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

…間税会とは…

消費税を中心とした間接税の納税者で組織する団体です。会員以外の方にも参考になる消費税などについての情報を提供しています。

（注）間接税とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、石油ガス税などのように、納税者と税を負担する者が異なる税です。

新春
恒例

平成27年 大船渡市新年交賀会のお知らせ

新春恒例の「大船渡市新年交賀会」が、来年の仕事始めにあたる1月5日（月）に開催されます。

会券の発行につきましては、商工会議所本所、三陸支所および大船渡市企画政策部秘書広聴課のほか、市内各漁協、農協本店の窓口で12月12日（金）まで、取り扱いいたしますので、参加ご希望の方はお早めにお申し込みください。

- ＊と き 平成27年1月5日（月）
11時～12時30分
- ＊と ころ 大船渡プラザホテル
- ＊会 費 3,500円
- ＊会券発行期間 平成26年12月1日（月）～12日（金）
- ＊お問い合わせ先 大船渡商工会議所 総務振興部
TEL26-2141

※会場周辺の駐車場は、駐車台数に限りがございますので、お車でご出席される方は、乗りあわせでお越しくださいますようお願いいたします。



国の教育ローンをご存知ですか？

高校、短大、大学、専修学校などへの入学資金、または在学資金を融資する制度として、日本政策金融公庫国民生活事業の「国の教育ローン」をご利用ください。

今後、受験シーズンを控え申し込みが増えますのでお早めにお申し込み願います。

- ◆ご融資額 お子さま1人につき350万円以内
- ◆利 率 年2.25%（固定金利：平成26年11月10日現在）
※母子家庭の方は年1.85%
- ◆ご返済期間 15年以内
（交通遺児家庭、母子家庭または世帯収入（所得）200万円（122万円）以内の方は18年以内）
- ◆ご返済方法 毎月元利均等返済（ボーナス月増額返済も可能）
- ◆据置期間 在学期間内で元金の据置が可能
- ◆お使いみち
 - ・学校納付金（入学金、授業料、施設整備費など）
 - ・受験にかかった費用（受験料、交通費、宿泊費など）
 - ・アパート、マンション等の敷金、家賃
 - ・教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、国民年金保険料など
 - ・今後1年間に必要となる費用がご融資の対象となります。
- ◆保 証 （財）教育資金融資保証基金の保証、または連帯保証人1名以上



お問い合わせ先

日本政策金融公庫国民生活事業一関支店
教育ローンコールセンター
大船渡商工会議所

TEL：0191-23-4157
TEL：0057-008656
TEL：0192-26-2141



通勤手当の非課税限度額が改正されています!

平成26年10月17日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は、平成26年10月20日に施行され、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

改正後の非課税限度額 改正後の非課税限度額 改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区 分	課税されない金額	
	改正後（平成26年4月1日以後適用）	改正前
①交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	一か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	同左
②自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合	31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合	28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	18,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	12,900円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	7,100円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	4,200円
	通勤距離が片道2km未満である場合	(全額課税)
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	同左
④交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 100,000円)	同左

7

もう、チェックした?

岩手県 最低賃金

678円

時間額

お問い合わせ先

岩手労働局労働基準部賃金室
TEL 019-604-3008

平成26年10月4日から
岩手県最低賃金が改正されました

※産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なく、岩手県内で働くパートやアルバイトなどを含め、すべての労働者に適用されます。
賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

ウェブでチェック!

最低賃金制度 検索

最低賃金って...?

- 働くすべての人が対象!
- 都道府県ごとに決められていて、毎年改定!
- 最低賃金未満の労働契約は無効!
- 地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金!

記念品や贈答品などに 大船渡地域商品券をご利用下さい

大船渡商工会議所が地域経済の活性化を図ろうと、平成20年11月から取り扱いを開始した大船渡地域商品券（一枚500円）も、この11月で7年目となりました。

東日本大震災後は、加盟店・販売店の減少等の問題もありましたが、御礼や快気祝い、記念品、従業員への福利厚生、贈答用、住宅エコポイント、福祉灯油事業等など幅広く利用いただいております。

現在も市内352店でご利用いただけますので、引き続き、ご贈答やお返しの際には大船渡地域商品券をご利用下さい。

※商品券を使えるお店については当所ホームページ（www.ofunatocci.or.jp）で確認できます。



ご確認ください

大船渡地域商品券の有効期限は発行日から3年です。
有効期限を過ぎますと使用できなくなりますので、お持ちの大船渡地域商品券の有効期限を確認していただき、**お早目にご利用いただきますようお願いいたします。**

検定試験のご案内

珠算（第203回）

試験日時	平成27年2月8日(日) 9時～
受付期間	12月1日(月)～平成27年1月8日(木)
受験料	1級2,100円、2級1,570円、3級1,360円

簿記（第139回2～4級）

試験日時	平成27年2月22日(日) 3級 9時～ 2・4級 13時30分～
受付期間	平成27年1月6日(火)～1月23日(金)
受験料	2級4,630円、3級2,570円、4級1,640円

販売士（第42回1級・第75回3級）

試験日時	平成27年2月18日(水) 9時30分～
受付期間	12月18日(木)～平成27年1月26日(月)
受験料	1級7,710円、3級4,120円

試験会場は大船渡商工会議所 本所です

【お申込み・お問い合わせ】

大船渡商工会議所 本所 TEL:26-2141
" 三陸支所 TEL:44-2058

ジョブカフェ気仙

12月1日から
シーパル大船渡に移転いたしました。



【住所】

〒022-0003 大船渡市盛町字二本杵8-6
開所日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）
開所時間：午前10時～午後5時
TEL：0192-21-3456
FAX：0192-26-1551

大船渡商工会議所 お問い合わせ先

本所 〒022-0003
大船渡市盛町字中道下2-25
TEL 26-2141 FAX 27-1010
開所時間 午前8時30分～午後5時20分

三陸支所 〒022-0101
大船渡市三陸町越喜来字肥の田29-3
TEL 44-2058 FAX 44-2500
開所時間 午前8時30分～午後5時20分

